

(仮称)當麻複合施設 愛称募集要綱

1. 概要

(仮称)當麻複合施設(以下、「本施設」)は、訪れるすべての人が受け入れられ、伸びやかに滞在できる空間の創出を目指して、令和8年度後半の開館を予定しています。葛城地域の知と創造性の拠点として、本市の新たなシンボルとなり、市民の皆様に関心を持って長く愛される施設となるよう、本施設の愛称を市民の皆様からの公募により名付けることとなりました。なお、採用された愛称は、パンフレット、ポスター、施設案内、PR 活動などに広く使用します。

2. 応募期限

令和7年8月29日(金)まで

3. 賞及び副賞

最優秀賞 1点

副賞として、ギフトカード3万円分と、葛城市の特産品詰合わせセット2万円相当を贈呈いたします。

※ 最優秀賞を愛称として採用します。

※ 未成年者が受賞した場合は、賞金の受け取りについて親権者等の法定代理人の同意が必要となります。

※ 同様の愛称の応募があった場合は、「愛称案の理由」をもとに、最優秀賞1点を選出します。

4. 応募内容

新施設の愛称

※応募内容については、以下の要件をすべて満たすものとします。

イ."8. 施設のコンセプト"に記載する地域共創のひろばにふさわしいもの

ロ. 本施設をイメージでき、市民に親しまれやすい愛称であること

ハ. 応募者自身が考案したものであること

ニ. 他の著作物からの流用や模倣ではないこと

ホ. 他の施設の愛称と被らないようにすること

ヘ. 施設全体で一つの愛称であること

5. 応募資格

- ・葛城市にゆかりのある方(葛城市出身、在住、在学、在勤など)
- ・1人につき1点まで(2点以上の応募はすべて無効とします)

6. 対象施設

施設名：(仮称)當麻複合施設

所在地：葛城市竹内 256 番地 9

敷地面積：2585.09 m²

建築面積：1721.85 m²

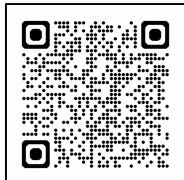
階数：3階

【機能構成】

- ・図書館 (子ども図書エリア/おはなしの部屋/一般図書エリア)
- ・プレイスペース (天候に関わらず楽しめる子供たちの遊び場)
- ・市民活動センター (多目的スタジオ/キッチンスペース/ものづくり工房など)
- ・庁舎窓口 (総合窓口課/子ども未来創造部/教育部)

7. 応募方法等

- イ. 下記 QR コード(市のホームページ内にも記載あり)から応募フォームに進み、必要事項を入力して応募してください。



- ロ. 所定の様式(市のホームページ掲載)に必要事項を記入して、下記郵送先住所へ郵送で提出してください。

【郵送先住所】

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

葛城市役所 庁舎機能再編推進室

*封筒表面に朱字で「複合施設愛称応募」と記載してください。

- ハ. 下記応募箱設置施設一覧に設置されている応募様式に必要事項を記入して、応募箱に投函してください。

【応募箱設置施設一覧】※応募様式は応募箱と一緒に設置されています。

- ・新庄庁舎(葛城市柿本 166 番地)
- ・當麻庁舎(葛城市長尾 85 番地)
- ・歴史博物館(葛城市忍海 250 番地 1)
- ・當麻図書館(葛城市長尾 89 番地 1)
- ・新庄図書館(葛城市南藤井 70 番地 1)
- ・中央公民館(葛城市南藤井 17 番地)

8. 施設のコンセプト

【 場をひらき、人をむすび、共にまちを育む、私たちのひろば 】

本施設は、地域子どもたちやまちの大人たちが共に使いやすく、ゆっくり時間が過ごせる場所であることをコンセプトに整備を進めています。

共に地域の価値を創造する「地域共創のひろば」とすることを目指し、新たな魅力ある施設とそのサービスが、これまで施設の利用がなかった人々や未来を担う子供たちをも惹きつけ、わくわくするような多様な出会いや発見（セレンディピティ）、そして活動や交流が生まれることを期待しています。

當麻複合施設整備事業の詳細については、随時、葛城市公式ホームページにて情報を公開しています。ぜひ、ご参照ください。



9. 愛称の選考方法

応募作品は、厳正な内部審査の上、最優秀賞を1点決定します。

10. 発表方法

発表については、令和7年9月上旬（予定）までに、受賞者に通知するとともに、受賞者の氏名を市の公式ホームページ等で発表するものとします。なお、この発表をもって受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

11. 注意事項

- ①下記の提出は、審査対象外となりますので、ご注意ください。
 - イ．第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのあるもの
 - ロ．反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの
 - ハ．公序良俗その他法令の規定に反するもの
 - ニ．政治的、宗教的な文言を使用しているもの
 - ホ．すでに商標登録がされているもの
 - ヘ．本募集要綱に基づき、作成していない作品
 - ト．必要事項が記載されていないなど、応募作品に不備があるもの
- ②採用作品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)、二次使用权、商品化権及び公衆送信権その他の一切の権利は本市に帰属し、著作者人格権(公表権、指名表示権、同一性保持権、名誉声望権を含む権利)を行使しないものとします。
また、採用作品に対し、市の選考過程並びにネーミングライツ等で一部補正を行う場合があります。
- ③応募者の個人情報、愛称の選定、発表、表彰などを含む、愛称募集関連業務に限り使用します。
- ④応募期間中、市に申出があった場合に限り、応募作品を修正または取り下げできることとします。
- ⑤応募作品の未着や著作権等のトラブルについては、すべて応募者の責任となります。
- ⑥応募作品は、応募を取り下げたとしても返却しません。また、応募にかかる一切の費用は、応募者の負担となります。
- ⑦審査結果の発表後であっても、①の内容に反している場合は、最優秀賞を取り消し、副賞の返還を求める場合があります。また、取り消しの結果発生する第三者とのトラブル、損害等について市では一切の責任を負いません。
- ⑧採用作品は、応募者の承諾を得なくとも、葛城市および葛城市が使用を認めた個人・団体等が広報宣伝、関連商品などに使用できることとします。
- ⑨応募をもって、本要綱に同意したものとみなします。

12. 問い合わせ先

葛城市役所 庁舎機能再編推進室
0745-44-8217 (代表電話番号)